

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 5 月 20 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24530001

研究課題名(和文) 近世前期日本の支配体制をめぐる町人の意識構造と国際関係

研究課題名(英文) The townspeople's consciousness of the government and international relations in the early Edo period

研究代表者

桑原 朝子 (KUWAHARA, Asako)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：10292814

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、近世前期(17世紀～18世紀前期)の日本の支配体制をめぐる上方町人達の意識構造を、それを最もよく表す近松門左衛門の世話浄瑠璃とその関連テキストの分析を主たる手掛りとして、当時の国際関係と関連づけて説明することを試みたものである。近世前期には、幕府の「法」による規律が強化され抑圧的な体制が確立してゆくが、上方町人達は、こうした体制に対する強い抵抗感と自立的な商業世界の形成の難航から、海外への関心を高め自由な貿易を求めた。しかし、18世紀後期になると、その意識は急激に変化し、体制への抵抗が薄れてむしろ体制側の価値観に接近する一方、対外観も大きな変容を遂げることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)： This study tries to clarify the townspeople's consciousness of the government and international relations in the early Edo period, by analyzing Chikamatsu Monzaemon's "Joruri"(traditional puppet theater scripts) and related texts. This analysis has discovered that in this period the townspeople of the Kamigata district expressed their resentment to the repressive regime, became more interested in foreign cultures, and wished to conduct free external trade, having little hope to build an autonomous economic society under the government of that time. However, in the latter half of the eighteenth century, their resistance to the regime rapidly waned and their view of foreign countries also changed radically.

研究分野：日本法制史

キーワード：近世前期 町人 近松門左衛門 意識構造 国際関係 上方 貿易 自由

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者は、前近代の日本を対象として、法のあり方を規定する社会構造を、これと深い関わりを持つ文学の分析を通じて、歴史的・実証的に解明する研究を続けてきた。特に2006年以降は、近世前期(17世紀～18世紀前期)に、中国のテキストの翻訳・翻案の形で裁判小説というジャンルが初めて現れ、その中に中国の種本にも前後の時代の日本の文芸にも見られない、多様な民事裁判に関する記述が頻出することに着目し、こうした文芸を生んだ上方都市の社会構造と民事裁判の関連の解明に取り組んだ。その過程で、近世前期には、幕府による規律強化が進み、元来自治的性格が強かった上方都市の町人社会も自由を失い閉塞してゆくことが明らかになったが、より興味深く思われたのは、町人の間にはそのような動きに対する抵抗の意識も存在し、彼らの文芸、とりわけ近松門左衛門の浄瑠璃には、それが鮮明に表れていることである。また、幕府の海禁政策にもかかわらず、近松ら町人の文芸には、西洋語も含む外国語の影響と海外への強い関心が窺われることも分かり、当時の町人の意識構造について、国際的な動向との関連を考慮しつつ、一層深く探究したいと考えるに至った。

(2) そこで、関連する研究状況を調査したところ、特に貿易史や文化交流史の分野では、一国の枠を超えた人や物の流れが解明されているものの、そうした流れの背後にある人々の意識については踏み込んだ考察が行われていなかった。さらに当時の法制史に関しては、明清律の受容の研究を除くと、そもそも対外関係を視野に入れた研究が乏しく、近年漸く海外への窓口であった長崎の法制の研究等も現れているが、被治者を含む、法に関わる人々の意識についての検討は進んでいないといえる。しかし、近世日本において現実に法制度がいかに機能していたかは、それに関わる人々の意識を分析しない限り明らかにならず、またこの分析は、社会における法のあり方や法と自由の関係といった、法学上の普遍的な問題を解明するための鍵にもなると思われた。

## 2. 研究の目的

(1) 1で述べた問題関心と研究状況の認識に基づき、本研究は、近世前期において、幕府の「法」による規律強化との間に鋭い緊張関係を孕みつつ、自由を求めて外に目を向け閉塞感の打破を図った、上方都市の町人達の意識構造を、それを最もよく表す彼らの文芸、特に近松門左衛門の浄瑠璃をめぐる分析を主な手掛りに、当時の国際関係と関連づけて解明することを目指した。そして、この目的を達成するために、以下の点を実証的に明らかにすることを計画した。

(2) 第一は、海外との関わりが強く表れている近松のテキストと、その素材となった抜荷(密貿易)事件や明朝復興運動等に関する史料を比較分析し、近松やその作品の主たる享受者である町人達の意識と、現実の体制及びその背後にある統治者の意識との間に存在する緊張関係を解明することである。

第二は、当時の貿易・流通・法制関係史料や他の著者による文学史料の分析により、海外からの情報や文物の流れとそれらが町人の意識に与えた影響、及び彼らの対外観と国内の体制への見方の連関を明らかにすることである。

その上で、上記の分析結果を総合し、近世前期の支配体制をめぐる町人の意識構造とその意義を、国際関係と関連づけて考察することを試みた。

## 3. 研究の方法

### (1) 一次史料の分析

本研究の中心をなす方法は、一次史料、特に近松門左衛門のテキストとその関連史料の比較分析である。

近松のテキストにおいては、当時の出来事に直接取材した世話物はもちろん、歴史物においても、過去の出来事に加え、彼が生きた当時の何らかの現実の事象が素材として意識されている。したがって、素材となった事象に関連する史料を広く収集し、特にそれらと近松のテキストの相違に留意しつつ、比較分析を行った。近松は現実をそのまま写し取ることとは決してなく、意図的に異なるように描いており、まさにその差異に、現実に対する抵抗の意識が最も鋭く表れているからである。そして、近松の作品が上方町人社会において人気を博したことは、その意識が多くの町人に共有され得たことを物語る。

さらに、より一般的に、当時の対外関係や舶来品の流通、それらを規制する法制等に関する史料、及び近松以外の町人による文学や儒家ら知識人の著作についても収集・分析を行い、海外の文物が町人の意識にいかなる影響を及ぼし、彼らの対外観のみならず国内の体制に対する見方をもいかに変えるかを明らかにすることに取り組んだ。海外の文物が町人らに与えた影響を知るためには、その著作に表れた外来語や舶載書籍の使用が大きな手掛りとなるため、それらが使われる文脈に留意しつつ、その利用の意義を探究した。

なお、一次史料の収集に際しては、大学図書館を通じた相互貸借や複写の取り寄せを活用したが、近松が素材とした抜荷事件等に関する史料の中には、未公刊のものも含まれていたため、それらについては実際に所在地(長崎歴史博物館等)を訪れて調査し、またテキストに記された伝承を検証するために長崎や博多において史跡調査も行った。

## (2) 視角と手法の精練

上述の一次史料の分析と並行して、研究全体に関わる視角や手法を、より実効的なものになるよう鍛え上げることも、研究目的の達成のために不可欠である。よって、史料分析の結果を不断にフィードバックすることに加え、以下の二点を反映させて、視角や手法の修正を図った。

一点は、文学の分析から社会構造の問題に迫る西洋の文学・歴史学・古典学等の研究文献の収集・検討から得た知見である。

もう一点は、国内外の法学・歴史学・文学・政治学等の研究者との意見交換の結果である。研究会・読書会への参加や、メールや対面での個別の意見交換を通して、関連分野の先端的な研究状況や手法に学ぶように努めた。

## (3) 総合的議論の構築

(1)(2)の作業がある程度進んだ段階から、分析結果を徐々に総合して議論を構築することを試みた。2年目には中間的報告（〔学会発表〕②）を行った後、これを組み込んだ論文（〔雑誌論文〕③・④）を公表し、それに対する意見を参考にしつつ、議論の精度をさらに上げることに取り組んだ。そして、史料・文献の追加収集・分析によって議論を補強した上、最終年度には成果をまとめ、重点を変えながら2度の報告を行った。そこで得た法制史学者・文学者・実定法学者等からの指摘も考慮に入れた上で、最終成果は論文の形で公表する予定である。

## 4. 研究成果

### (1) 研究の主な成果

#### ①近世前期上方町人の意識構造と信用問題

本研究の成果の第一は、近世前期、とりわけ寛文期（1661～73）から享保期（1716～36）にかけて、上方町人のコミュニティー、商業、それを支える信用のあり方とこれらをめぐる彼らの意識が、より抑圧的になってゆく体制との緊張の中で大きな変化を遂げること、主に近松門左衛門の世話浄瑠璃とこれに関連するテキスト群の比較分析によって、実証的に解明したことである。

中心に据えたテキストの一つが、貞享改暦の直前の天和3年（1683）に京の大経師家で起きた実事件をもとにした近松の『大経師昔暦』であり、これを、同事件に関する井原西鶴の作品や、改暦に関わる公家や暦家、幕臣の記録等と比較しつつ、テキスト間の差異や対立に留意して分析を行った。その結果、当時の上方町人の間で、新しい経済活動のあり方、すなわち支配権力にも土着的な関係にも縛られない自立的な商業世界の構築が模索

されたこと、またその成否にとって、誰に対していかに融資するかといった狭義の信用の問題と、取引の前提となる信頼関係をいかに築くかといった広義の信用の問題が、決定的な意義を有していたことが明らかになった。もっとも、町人達は、支配権力への対抗を可能にして自立的な商業世界を支えるための水平的な連帯関係をなかなか築けず、むしろ不透明で複雑に絡み合った権力に個人が雁字搦めにされてゆく構造が確立しつつあったこと、その一方で、当時の町人にはまだこれに抵抗し、その雁字搦めの状態を突破しようとする意識が見られたことも浮き彫りにした。なお、これらの点についての詳細は、〔学会発表〕②及び〔雑誌論文〕③・④の形で既に公表済みである。

#### ②対外貿易をめぐる幕府と町人の緊張関係

研究成果の第二は、近世前期の対外関係、とりわけ貿易をめぐり、規制を強めて自らの基盤を堅固にしようとする幕府と、これに抗して自由な貿易を望む町人との間に存在した、緊張・対立とその通時的变化を、抜荷を含む貿易関係の法制・経済・文学史料の分析をもとに解明したことである。

対外貿易の消長は国際情勢の変化とも深く関わっており、1684年の清における展海令の発布を受けて長崎に来航する唐船が急増すると、銅や銀の国外流出を恐れた幕府は、年間貿易額や来航する唐船・オランダ船の年間隻数の制限を強めた。しかし、そのことは、来航したものの貿易を許可されなかった唐船等による、町人相手の抜荷を増加させることにも繋がった。また抜荷の形態も変化し、元禄期（1688～1704）以降、上方の商人を中心とした組織的なものが多くなる。

当時、幕府は抜荷を厳罰に処す方針をとっていたが、①で述べた如く、国内における自立的な商業世界の形成が難航し、閉塞的な体制が確立してゆく中で、町人の自由な貿易への欲求や海外の文物への関心が高まっていた上、抜荷が齎す桁違いの利益の誘惑もあって、抜荷は一向に収まらなかった。そこで幕府は抜荷組織の解体を目的として方針を転換し、享保3年（1718）には、抜荷犯の自首・密告を奨励する代わりに処罰を軽減する政策を打ち出す。この転換が功を奏し、同年にはおよそ50人の抜荷犯が一挙に捕えられ、首謀者達が身体刑をかけられて大坂高麗橋で晒されるという事件が起きるが、これを素材としたのが、近松門左衛門の『博多小女郎波枕』である。

本作品とこれに関連する同時期のテキストの分析からは、自己の利益を確保するために抜荷を厳しく取り締まり、寛刑化と引き換えに仲間の裏切りを奨励する、という幕府の政策に対する強い反発が、町人の間に存在したことが明らかになった。その一方で、少し後の時代に本作品の翻案として作成された複数の歌舞伎・浄瑠璃作品の分析からは、18

世紀半ば以降、こうした幕府の政策や体制自体に対する町人の抵抗が急速に弱まってゆくこと、但し天保期（1830～44）頃には若干の揺り戻しも見られることなどを読み取ることができた。

### ③町人の意識構造の歴史的意義

研究成果の第三は、主として近松の作品と関連するテキストから明らかになった、町人の対外観と国内の体制をめぐる意識構造の相互関係と通時的変容が持つ意義を、より大きな歴史的コンテキストにおいて浮かび上がらせたことである。このために比較の手法を活用した。

すなわち、一方において、当該歴史的社会における町人の意識の意義と位置づけを明確にすべく、ほぼ同時代の武士や儒家の著作から窺える意識との比較を行った。その結果、対外観や抜荷に対する意識については、武士と町人の間や、幕臣と諸藩の武士との間のみならず、幕臣の内部においても差異が見られることが分かった。例えば、享保期における、内部告発の奨励を含む抜荷政策の転換については、幕府に仕える武士や儒家の間にも批判的な見方があり、その中には町人に近い意識を窺わせるものも含まれているといえる。しかし、享保期（1716～36）以降、町人の商業や文化に対する統制が強化されるにつれ、町人の側の意識が大きく変容し、体制に対する抵抗感が薄れてゆき、18世紀半ばには、町人を主たる享受者とする文芸においても、武士の世界や体制側の価値観が頻繁かつ肯定的に描かれるようになる。そうした国内の体制への見方の変化に伴って、町人の対外観も変化し、「異人」や「異国」を交流しうる対象ではなく自らとは隔絶した存在として捉える傾向が強まることも分かった。したがって、近世前期の支配体制や海外に対する町人の意識構造は、同時代においては、身分を超えて広く共有されたとはいえないものの、町人のみに限定されない影響力も有していた反面、前後の時代との関係においては、際立った特徴を示しているといえる。

他方において、近松の世話浄瑠璃と、その設定において類似し結末において対照的な17世紀のフランス喜劇との比較を試みた。特に父子関係、放蕩息子の恋、その成就のための信用の調達、息子の友人や従者の役割、といった点について比較検討することによって、経済的階層の成長や自立的な商業世界の形成において近世日本の閉塞的な社会構造が抱えていた問題やその特徴が、一層鮮明になった。

## (2) 成果の位置づけとインパクト

### ①成果の学術的意義の歴史性と普遍性

本研究の成果の特色の第一は、主として近世前期の日本についての新たな実証的認識を齎すばかりでなく、法と自由の関係といっ

た、法学の根幹に関わる普遍的で重要な問題の解明に繋がる意義をも有することである。強まりゆく幕府の統制に対して抵抗を見せた町人の意識構造を、国際関係も視野に入れた解明したことは、斬新な視角から当該社会についての歴史的認識を深化させると共に、本来は法により守られるはずの個人の自由が権力者の「法」によって規制されているという問題を浮き彫りにし、法のあり方や法と自由の関係についての普遍的な考察の手掛りともなる。よって、本研究の成果は、国内外の歴史学と法学の双方の研究に大きなインパクトを与えるものといえる。

### ②国際的視野と比較による歴史認識の深化

本研究が、近世日本の支配体制をめぐる町人の意識を対象としつつも、これを一国史の枠内で捉えるのではなく、中国をはじめとする東アジアやオランダ・ポルトガル・スペイン等との多様な交流や影響関係を視野に入れ、それらとの関連において解明しようとしたことも、顕著な特色の一つである。従来の近世日本史研究では、国際関係の問題は主に外交史や貿易史等の分野で扱われ、それと国内の体制の問題との関係が十分に論じられることは少なかった。本研究は、町人や儒家の著作に表れた、西洋語を含む外国語の利用や舶載書籍の引用、外国に関わる記述などを丹念に分析することによって、海外の文物の影響や対外観を具体的に明らかにしたため、当時の人々の意識を多角的かつ精緻に浮き彫りにするとともに、国際問題と国内問題の関係に、新たな角度から光を当てることが可能になった。

### ③独創的な文学分析が齎すダイナミズム

本研究の独創性が恐らく最も強く表れている点は、法制史をはじめとする歴史学の分野ではあまり活用されて来なかった第一級の文学史料——中でも卓越したスケールを持つ近松門左衛門の作品——を取り上げ、関連するテキスト群との差異に留意しつつ、徹底的な比較分析を行ったことである。研究代表者の蓄積を生かした、このような本格的な文学分析は、法制史料や経済関係史料には十分表れない人々の意識の解明に多大な効果を発揮する。特に第一級の文学史料は、その社会にとって根本的であると同時に普遍性をも有するような、鋭い亀裂・対立の問題を扱っているため、これを分析することにより、当該社会に対する全体的な見通しを得ることができる。

本研究では、例えば抜荷の問題を扱ったが、犯科帳や御仕置伺等の法制史料の分析のみでは、抜荷の取締に関する幕府の方針や抜荷犯処罰の実態は明らかになっても、そもそもなぜ抜荷が起きるのか、背景として国内の商業やそれを取り巻く体制にどのような問題があるのか、幕府の抜荷処罰の方針を人々はいかに見ているのか、といった問題について

は分からない。しかし、本研究は抜荷に関する近松のテキストをも丹念に分析することで、こうした問題を一つ一つ解き明かし、抜荷を通して近世前期の社会構造とその変化をダイナミックに捉えることに成功した。

また、第一級の文学を用いることで、その扱う問題の有する普遍性から、直接の影響関係に囚われない比較も有意義なものになる。本研究において、17世紀のフランス喜劇及びその社会経済的背景との比較が可能かつ有効であったのもそのためであり、この比較により研究成果が持つ射程も広がって、日本研究に限られない、国内外の様々な文学・歴史学・法学の研究に刺戟を与えるものとなった。

### (3) 今後の展望

#### ①近世中期以降の社会構造の変容の探究

本研究では、近世前期において、上方町人達が、抑圧的な体制の確立に抵抗感を示し、海外への関心と自由な貿易への欲求を強めてゆくものの、18世紀半ば以降、その体制への抵抗感は急速に薄れ、対外観も著しい変容を遂げる、という見通しを得た。18世紀半ば以降の変化は多くの史料に表れているが、当時の町人らに享受された歌舞伎・浄瑠璃等の文芸に見られる変化、中でも大名家の相続をめぐる御家騒動を素材とした御家物の急激な隆盛は注目に値する。この時代の御家物からは、近松や西鶴が強い抵抗感を示した、個人を超えた「御家」を觀念しそれを守るためには犠牲もいとわぬ、といった武士の価値観が窺えるからである。

したがって、今後は、御家物とその関連テキストの分析を主たる手掛りとして、家と相続という観点から、近世中期以降の社会構造の変容についてさらに深く解明することを目指す。相続は普遍的に見られる紛争の種であると同時に、社会構造による差異が大きな法的問題でもあり、御家物という特徴的なテキスト群を用いてこの問題を探究することは、近世中期以降の日本の社会構造の特質を剔抉することに繋がるものと予想される。

#### ②西洋演劇との比較の進展

今後、より踏み込んで探究したいもう一つの点は、西洋演劇との比較である。特にモリエール等の17世紀を中心とするフランスの喜劇では、近松のテキストとの比較の基盤になった、父子関係や放蕩息子の恋、信用の調達といった問題と共に、相続の問題も頻繁に扱われており、フランスでは、こうした演劇をその社会経済的背景との関係において論じた研究も少なからず見られる。よって、御家物の分析と並行してフランスを中心とする西洋近代劇の検討も進め、一層具体的なレベルにおいて比較を進展させることが課題であり、それが実現すれば、従来の比較文学・比較法等の研究では得られない、新たな認識を齎すことができるものと考えられる。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

- ① 桑原朝子、「2015年学界回顧 日本法制史 4 近世」、『法律時報』87巻13号、査読無、2015、pp.321-322
- ② 桑原朝子、「2014年学界回顧 日本法制史 4 近世」、『法律時報』86巻13号、査読無、2014、pp.319-320
- ③ 桑原朝子、「近松門左衛門『大経師昔暦』をめぐって(2・完)——貞享改暦前後の日本の社会構造——」、『北大法学論集』64巻3号、査読無、2013、pp.125-164、  
<http://hdl.handle.net/2115/53398>
- ④ 桑原朝子、「近松門左衛門『大経師昔暦』をめぐって(1)——貞享改暦前後の日本の社会構造——」、『北大法学論集』64巻2号、査読無、2013、pp.1-59、  
<http://hdl.handle.net/2115/53005>

[学会発表] (計2件)

- ① 桑原朝子、「近松門左衛門『博多小女郎波枕』と抜荷——法制史における文学史料の意義」、法制史学会秋季シンポジウム「法制史研究の新しい方法」、2015年10月11日、明治大学駿河台キャンパス(東京都千代田区)
- ② 桑原朝子、「近世前期上方の信用と意識構造——文芸を手掛りとして——」、法制史学会第65回総会、2013年6月16日、法政大学市ヶ谷キャンパス(東京都千代田区)

[図書] (計1件)

- ① 桑原朝子、「近世前期の裁判物にみる上方都市の社会構造——「民事裁判」をめぐって」、長谷川晃【編著】『法のクレオール序説——異法融合の秩序学』北海道大学出版会、2012、pp.215-239

### 6. 研究組織

#### (1)研究代表者

桑原 朝子 (KUWAHARA, Asako)  
北海道大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：10292814

#### (2)研究分担者 なし

#### (3)連携研究者 なし